8　誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
⑴　当該誤謬の内容
⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
9　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
ア　資産が担保に供されていること。
イ　アの資産の内容及びその金額
ウ　担保に係る債務の金額
⑵　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
⑶　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
⑷　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
⑸　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
⑹　当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額
⑺　会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項）
ア　当該法令の条項
イ　当該準備金又は引当金が１年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
⑻　第８条の規定により控除した額
⑼　申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額
⑽　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
⑾　受取手形を割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。
⑿　前号の規定は、割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。この場合において、割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。
10　損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
⑵　減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
ア　当該資産又は資産グループについて、用途、種類及び場所の概要。また、その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
イ　減損損失を認識するに至つた経緯
ウ　減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
エ　資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
オ　回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
11　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
⑵　当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
⑶　当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
ア　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
イ　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
⑷　当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
12　税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
⑴　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
⑵　繰延税金負債
13　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額
イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
14　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
⑴　金融商品の状況に関する事項
⑵　金融商品の時価等に関する事項